

令和6年4月1日 から施行される労働安全衛生法令に基づく
複雑な「化学物質の自律的管理」が明確にわかる！

改正労働安全衛生法令対応

令和6年
4月施行

化学物質の自律的管理のための ルールと業務のポイント

改正労働安全衛生法令対応

令和6年
4月施行

化学物質の 自律的管理のための ルールと業務のポイント

元・労働基準監督官 高山 博光 著

第一法規

高山 博光 著 (元・労働基準監督官)

A5判・400頁 定価4,400円 (本体4,000円+税10%)

令和6年4月1日施行の
労働安全衛生法令の改正による
「化学物質の自律的管理」の
全体像が理解できる！

実際に実務で
対応する際の注意点や、
それを踏まえた
化学物質管理規程等の
社内規程の改正例も
含めて解説！

「化学物質の自律的管理」に
関する法体系を、
テーマ(リスクアセスメント、保護具等)ごとに
図表を用いて全体像を示し、
解釈例規を踏まえて
法令規制の内容を詳しく解説！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 はじめに

- 1 今般の法令改正の背景と経過
- 2 新たな化学物質規制に関する用語の定義

第2章 ラベル・SDS等による情報伝達の強化

- 1 ラベル表示およびSDS交付等による通知の対象物質の拡大
- 2 譲渡・提供者における対象物質に関するラベル表示事項（法令改正なし）
- 3 譲渡・提供を受けた事業者側が小分け等をする際の表示（令5.4.1施行）
- 4 SDS等の文書等の交付による危険・有害性情報の伝達（一部に法令改正あり）
- 5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令5.4.1施行）

第3章 リスクアセスメントと事後措置の強化

- 1 リスクアセスメントの基本
- 2 がん原性物質
- 3 濃度基準値設定物質（令6.4.1施行）
- 4 RA対象物健康診断（令6.4.1施行）

第4章 管理実施体制の強化

- 1 雇入れ時教育の拡充
- 2 職長教育の対象業種の拡大
- 3 衛生委員会の付議事項の追加
- 4 化学物質管理者の選任と行わせるべき事項
- 5 保護具着用管理責任者の選任と行わせるべき事項

第5章 労働基準監督署への報告を要する事項（化学物質労災とがんの発生）

- 1 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による改善指示
- 2 がんが発生した場合の把握

第6章 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

- 1 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止に関する規定
- 2 皮膚等障害化学物質について
- 3 経皮吸収ばく露や皮膚等障害防止対策の基本
- 4 化学防護手袋の選択・使用時の留意事項（平29.1.12基発0112第6号「化学防護手袋の選択・使用等について」の要点の説明）

第7章 管理水準が良好な事業場への特別規則の適用の緩和または除外

- 1 特殊健康診断の実施頻度の緩和（令5.4.1施行）
- 2 管理水準が一定以上の場合の個別規制の適用除外（令5.4.1施行）

第8章 第三管理区分に区分された場合の措置（令6.4.1施行）

- 1 作業環境測定に関するこれまでの規制の概要
- 2 第三管理区分に区分された場所に関する今後の規制（令6.4.1施行）
- 3 「厚生労働大臣が定めるところによる個人サンプリング測定等（労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定）」について
- 4 「厚生労働大臣が定めるところによる有効な呼吸用保護具の使用等」について
- 5 「厚生労働大臣の定める方法によるフィットテストの方法」について

実際に実務で対応する際の注意点を掲載！

社内規程の改正例も記載

実務上の注意点！

- 濃度基準値設定物質に関する対策の最も重要な点は「確認測定」を行うことですが、濃度基準値設定物質を取り扱っている場合、すべからず確認測定を行う必要があるわけではなく、RA方針によるRAの結果、対象物質にばく露の程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業場を把握した場合で、対象物質を取り扱う均等ばく露作業について、ばく露の程度が8時間濃度基準値の1/2を超えるとの評価結果になった場合には、個人ばく露測定（この場合、作業環境測定には該当しないから、作業環境測定基準に則した測定方法である必要はない）の方法で、当初の確認測定を行うことになります。
- そして、当初の確認測定の結果、

労働者の呼吸域の物質濃度が濃度基準値を超えている場合には	少なくとも6月に1回
労働者の呼吸域の物質濃度が濃度基準値の1/2程度を上回り、濃度基準値は超えていない場合には	物質の濃度に応じた一定の頻度が望ましい。

 という確認測定を行うことになる点に注意する必要があります。
- そして、確認測定は将来にわたってずと続けて行う必要があるものではなく、リスク低減措置の具体化によって、ばく露の程度が8時間濃度基準値または短時間濃度基準値がそれぞれの基準値

第7章 管理水準が良好な事業場への特別規則の適用の緩和または除外

「化学物質管理規程」(サンプル)

第1条 (目的)
この規程は、関係する法令等に定められることのほか、〇〇〇〇(事業場名または化学物質等を取り扱う部署名)における化学物質の自主的な管理を促進し、事業場内外の環境への有害な影響を化学物質を取り扱う者の健康被害を防止するため、化学物質の管理に必要事項を明確にするを目的とする。

第2条 (適用範囲)
この規程の定めは、〇〇〇〇(事業場名または化学物質等を取り扱う部署名)の化学物質を製造しまたは取り扱い、もしくは第三者等への譲渡・提供を行うすべての部門(あるいは関連機関等(以下、「関係部門等」という))に適用する。

第3条 (定義)
この規程において化学物質とは、労働安全衛生法、消防法、毒物および劇物取締法、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法をはじめ、化学物質の管理等に関するすべての法令等で定められる化学物質のものをいう。
② その他の用語の定義
化学物質の製造・取扱い、入手・保管・廃棄等に関するその他のすべての用語の定義については、関係する法令等によるものとする。

第4条 (化学物質に関する管理体制) 〇〇〇〇の1課課長
化学物質に関する管理体制は以下のとおりとし、その体系は(別図)のとおりとする。

職名	対応業務	本規程に基づく業務のすべてを統括する。
1 総括安全衛生管理者	〇〇課 課長	
2 安全管理者	〇〇課 課長	(1) 化学物質による危険(燃焼・火災・爆発等を含む)防止対策および教育に関する全ての業務 (2) 職場巡回と職場チェック、要改善点の把握と総括安全衛生管理者への報告、安全衛生委員会での報告
3 衛生管理者	〇〇課 課長	(1) 化学物質による健康被害防止対策および教育に関する全ての業務 (2) 職場巡回と職場チェック、要改善点の把握と総括安全衛生管理者への報告、安全衛生委員会での報告
4 衛生工学衛生管理者	〇〇課 課長	化学物質による健康被害防止対策の内、技術的なことの管理

第9章 個人サンプリング法による作業環境測定と個人ばく露測定

- 1 個人サンプリング法による作業環境測定
- 2 個人サンプリング法による測定結果の評価（管理区分の決定）
- 3 個人ばく露測定

第10章 フィットテスト

- 1 フィットテストの実施対象
- 2 日本産業規格T8150と「これと同等の方法」
- 3 フィットテスト実施のタイミングと記録等
- 4 フィットテスト実施者に対する教育
- 5 フィットテスト実施に関する補助金制度

◆本書は、原則として令和6年1月9日時点で公布された法令をもとに令和6年4月1日現在の内容で解説しています。

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

→ 第一法規

検索 CLICK!



キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉
—令和6年4月施行 改正労働安全衛生法令対応—
化学物質の自律的管理のためのルールと業務のポイント

●定価4,400円(本体4,000円+税10%) [コード093229]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

機関名 部署名

フリガナ TEL

ご氏名 様 E-mail @

公用 私用

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihiko.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印